

陳情第2号

中学校の歴史・公民教科書の採択に関する陳情書

(陳情の趣旨)

中学校歴史・公民教科書の採択に当たっては、教育基本法や学校教育法が示す教育の目的や目標、学習指導要領の趣旨をもっとも踏まえた教科書が採択されるよう、各社教科書の記述内容を比較・検討しやすい資料を作成した上、公正かつ適正な採択を行うよう措置願いたい。

(陳情の理由)

- 1 教育基本法が改正され、その第2条「教育の目標」に道徳心・公共精神の涵養、伝統や文化の尊重、我が国と郷土を愛し他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うなどの文言が追加されたこと。その趣旨・目標を踏まえて学習指導要領も改正されたこと。
- 2 文科省が各都道府県知事及び教育長あてに出した通知文書「教科書の改善について」（平成21年3月30日）には、「公正かつ適切な教科書採択の実施」の項にて「教科書の採択にあたっては、教科書の装丁や見栄えを重視するのではなく、内容を考慮した、十分な調査研究が必要であること」としており、また「教育基本法の改正や新しい学習指導要領の趣旨を踏まえた教科書改善にあたっての基本的な方向性を参考にし、（中略）適切な採択がなされることが必要である」ともしていること。
- 3 千葉県教委も平成23年6月に市町村教委・教育長宛に発出した「義務教育諸学校における平成24年度使用教科書の採択について（通知）」の表紙1ページに「教育基本法の趣旨及びそれを受けた学習指導要領改訂の基本的な考え方・内容を実現する上で、ふさわしい教科用図書の採択に留意し、適正かつ公正な採択業務が行われるよう御配慮願います」と明記していること。
- 4 最近、千葉県議会12月定例会において「県教委は市町村教委に対し、平成28年度使用の中学校歴史・公民教科書の採択に当たって、教育基本法や学校教育法が示す教育の目的や目標、学習指導要領の趣旨を最も踏まえた教科書を採択するよう改めて指導し、公正かつ適正な採択を確保するため、各社教科書の記述内容が比較・検討し易い資料を作成するように指導するよう措置願いたい」という趣旨の請願が採択されたこと。

5 以上総括すれば、教科書の採択に当たっては、教育基本法・学習指導要領の改正・改訂により追加された趣旨・目標を忠実に体现した内容の教科用図書が最良の図書として選定・採択の対象になるべきことは当然であると考えます。

以上の理由から、教科書の採択に当たっては、この陳情書の趣旨を是非実現して頂きたいをお願いします。

以上

平成27年2月16日

陳情者

[Redacted Name]

流山市議会議長 海老原 功一 様

陳情第4号

「国における平成28（2016）年度教育予算拡充に関する意見書」
採択に関する陳情書

（陳情事項）

平成28（2016）年度予算編成にあたり、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するために、「国における平成28（2016）年度教育予算拡充に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

（陳情理由）

貴議会におかれましては、日ごろから学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

流山市では英語教育強化地域拠点事業など、未来の流山を担う人材の育成に大変ご尽力頂いている事に深く感謝申し上げます。また昨年度は中学校へのエアコンの設置等、教育環境条件の整備にご尽力頂きまして重ねて感謝申し上げます。

さて、教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人ひとりを取りまく環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえません。子どもたちの健全育成をめざし豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、平成28（2016）年度にむけての予算の充実をはたらきかけていただきたいと考えます。

- 1 震災からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること
- 2 少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
- 3 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
- 4 現在の経済状況を鑑み、就学援助に関わる予算をさらに拡充すること
- 5 子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
- 6 危険校舎、老朽校舎の改築や更衣室、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること

7 子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること

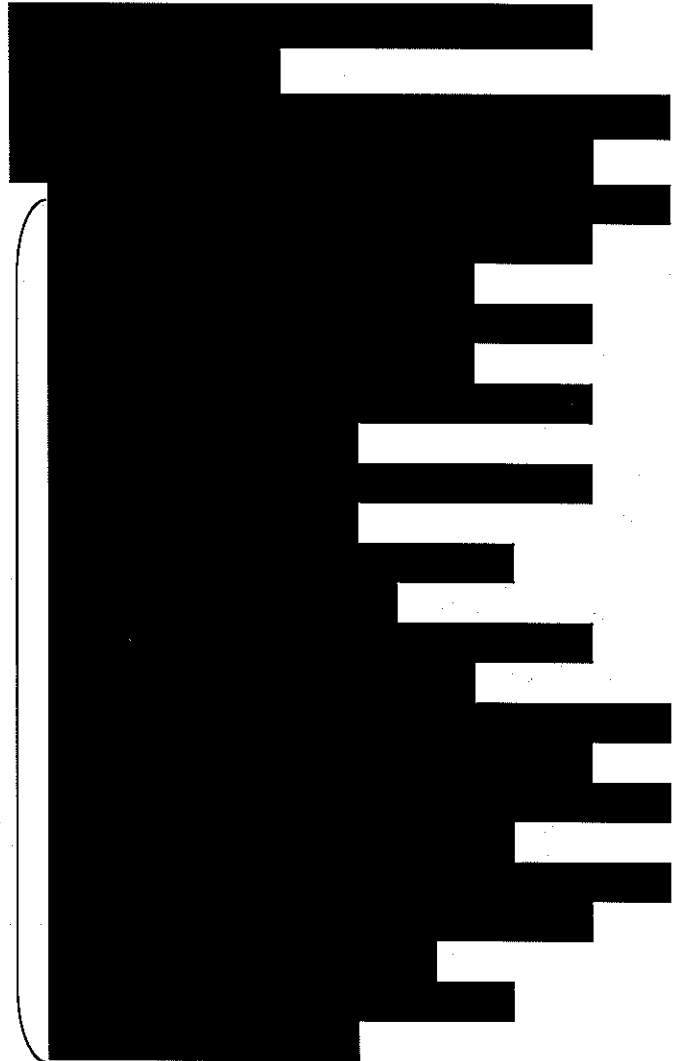
など

以上、昨今のさまざまな教育課題は、教育予算を十分に確保することにより、解決されるものが多くあります。

貴議会におかれましては、本陳情の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

平成27年6月1日

陳情者

A large rectangular area of the document is completely redacted with black ink, obscuring the name and any other identifying information of the petitioner.

流山市議会議長 海老原 功一 様

陳情第5号

「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書

(陳情事項)

平成28(2016)年度予算編成にあたり「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

(陳情理由)

貴議会におかれましては、日ごろより学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

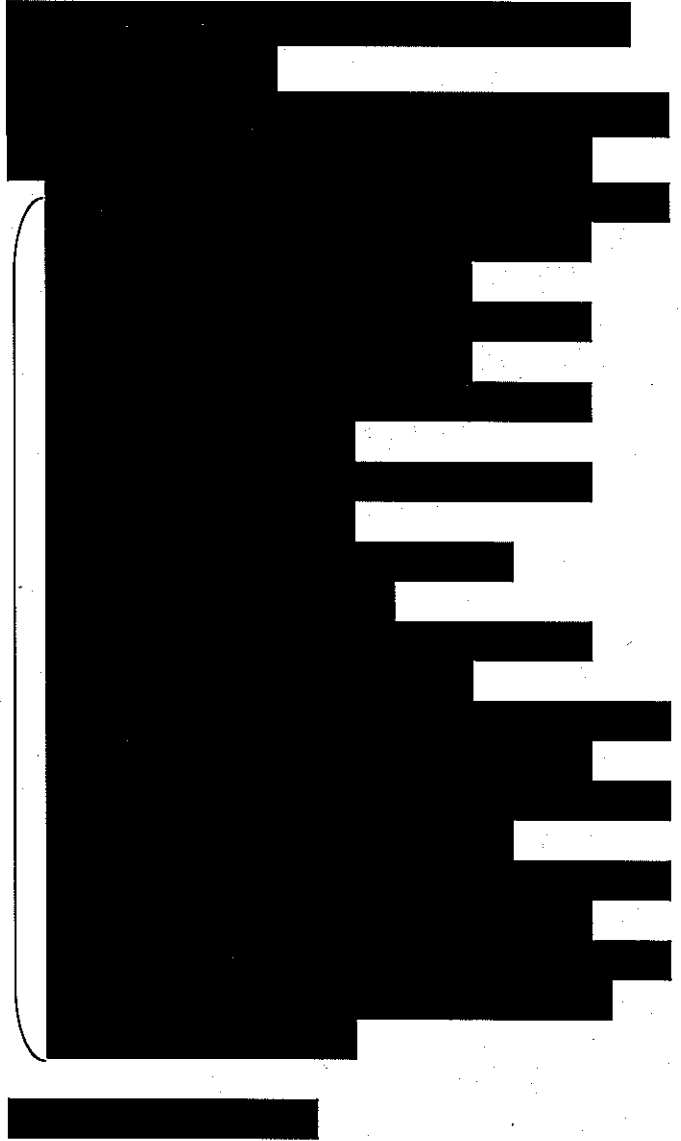
国において、平成23(2011)年度に小学校1年生の35人以下学級が実現しました。平成24(2012)年度は、新たに小学校2年生の35人以下学級編制が可能となり、各都道府県においても、学級定員規模を縮小する措置が、都道府県単費で行われています。しかし、国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、自治体によっては「40人学級」や「教職員定数」が維持されないことが危惧されます。義務教育の水準に格差が生まれることは必至です。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、「義務教育費国庫負担法」第一条に明記されている「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。

貴議会におかれましては、本陳情の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

平成27年6月1日

陳情者



流山市議会議長 海老原 功一 様

陳情第7号

小児臓器移植環境の更なる進展を求める意見書を政府に提出することを求める陳情書

(趣旨)

貴議会におかれましては、市民福祉の向上に尽力していただき深く感謝申し上げます。

昨今では、多くの人々が病に侵されても進歩した医療技術により健康な体を取り戻すことが出来ています。けれども、残念ながら臓器移植でしか治療の方法がない重い病気が存在しており、流山市には僅か1歳にして心臓移植が必要な患者がいます。

さて、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律(平成21年法律第83号)が平成22年7月17日から全面施行されたことに伴い、本人の意思が不明な場合であっても家族による承諾を得ることが出来れば脳死下での臓器提供が可能となりました。しかし、15歳未満の臓器移植はまだ6件しかありません。法が施行され5年が経過しましたが、国内での小児の臓器移植はまだまだ難しく、できないのが現状です。

そこで以下の項目を中心に、移植を希望しても叶わないでいる多くの子供たちの現状を知っていただき、臓器移植の更なる進展を図り、臓器移植に対する国民の理解が高まり、我が国においても臓器移植が進展するよう国へ働きかけて頂きたいと思っております。

(項目)

- 1 臓器移植への理解を高めるための情報提供を行うこと
- 2 臓器移植の適切な知識を習得するための教育を充実すること
- 3 臓器移植待ち患者への支援体制を整備すること
- 4 国内で移植待ちが出来ない小児患者への海外移植支援体制を整備すること
- 5 海外移植実現に向けた募金活動へのボランティア人員の確保や呼びかける報道機関への働きかけなど支援体制を整備すること

以上、現在の子供の臓器移植を取り巻く現状を改善するために、国が取り組める方策は多くあります。

貴議会におかれましては、本陳情の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出して頂きますよう、お願い申し上げます。

平成27年6月5日

陳情者



流山市議会議長 海老原 功一 様

陳情第8号

「流山おおたかの森駅西口ロータリーに公衆トイレの設置」を求める陳情書

(陳情事項)

流山おおたかの森駅西口ロータリーに公衆トイレの設置を市議会から流山市に働きかけるよう求めます。

(理由)

流山おおたかの森駅西口ロータリーにバスターミナルの計画があります。

バスターミナルに公衆トイレを設置して有れば、旅行時の観光バス待ち合わせ、通勤時のバス待ち合わせにトイレを利用出来まして、大変便利です。

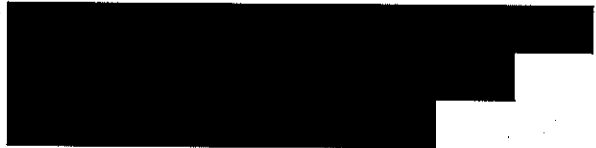
ロータリーの花壇の手入れ時(草取り、散水)の時も大変便利です。散歩時にも、高齢者が利用出来る利便性が有れば、元気になり健康な人々が多くなります。

流山市を住み良い市と宣伝されておりますので、有るべき物は最初から設置して頂けるように求めるものです。

「トイレ設置場所」は流山おおたかの森駅西口階段と東武アーバンパークラインの間に設置を求めます。

平成27年6月5日

陳情者



流山市議会議長 海老原 功一 様

陳情第10号

安保法制の撤回を求める意見書提出を求める陳情書

(陳情の要旨)

現在開かれている第189国会に政府が提出しているいわゆる「平和安全法制整備法案」及び「国際平和支援法案」(この陳情書では以下「安保法制案」といいます)は、明らかに日本国憲法違反であると考えますので、政府に対してこの一連の法案を撤回するよう求める意見書を提出して下さい。

(陳情の理由)

さまざまな世論調査の結果を見ると、戦後の歴代内閣の憲法解釈を、一内閣の閣議決定だけで、憲法解釈を変えて、「集団的自衛権行使」を容認し、海外に自衛隊の派遣を拡大するようにすることについては、多数の国民が反対や疑問の意向を示しています。

2015年6月4日に開かれた衆議院憲法審査会において、与野党が推薦した憲法学者3人の参考人の方々(与党が推薦した方も)全員が、現在国会に提出されている「安保法制案」は憲法違反である、と述べました。

国会でも、法案を撤回すべきであるとの主張も行われています。

このようなことから、憲法違反である「安保法制案」を政府は撤回すべきです。

流山市議会としても、このように問題のある「安保法制案」を撤回すべきであるという意見書を提出すべきと考えます。

以上、陳情いたします。

2015年6月8日

陳情者



流山市議会議長 海老原 功一 様